

令和8年度第1回愛西市行政不服審査会 次第

日時：令和8年7月22日（水）

午前10時から

場所：愛西市役所 北館2階

会議室2－1

1 開会

2 議題

（1） 行政不服審査会の事務について

（2） 令和7年度下半期公文書公開請求件数等について

（3） その他

3 閉会

○愛西市行政不服審査会の追加事務について

【愛西市行政不服審査会条例】

(所掌事務)

第2条 審査会は、行政不服審査法第81条第1項の機関として同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- ② 愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛西市条例第33号）第6条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- ③ 愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）第17条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- ④ 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年愛西市条例第44号）第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- ⑤ 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例第51条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

- (1) 個人情報開示請求、公文書公開請求等に対する実施機関（市長、教育委員会、市議会等）の決定に対し、市民等から審査請求が行われたときに、実施機関の判断が法令等に反していないか、第三者の立場から見て妥当なものであるかについて調査審議を行う。

(条例第2条①、③、④)

- (2) 個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問に対する調査審議を行う。

(条例第2条②、⑤)

- ・ 個人情報の保護に関する条例の制定改廃
- ・ 保有個人情報の安全管理のために必要な措置の基準の制定、変更等
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱い
- ・ 個人情報の取扱いに関する運用上の基準の制定、変更等

○個人情報開示制度の概要について

[概要]

個人情報の保護に関する法律第 76 条及び愛西市議会の個人情報の保護に関する条例第 19 条に基づき、何人も、行政機関の長等に対し、行政機関等（実施機関）の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

開示請求できるのは、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。

開示請求がなされた場合、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を特定し、当該個人情報について開示しなければなりません。

請求された保有個人情報に不開示情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしたうえで開示する必要があります。

（１）開示請求者

誰でも請求できる。

（２）請求できるもの

実施機関が保有する「自己を本人とする保有個人情報」

（３）保有個人情報の開示義務

公開請求のあった公文書は、非公開情報を除き、原則として公開すべきものである。

（４）不開示情報

法第 78 条第 1 項各号

○公文書公開制度の概要について

[概要]

愛西市情報公開条例第 3 条に基づき、何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開を求めることができます。

公文書公開請求がなされた場合、実施機関は、公開請求に係る公文書を特定し、当該公文書について公開しなければなりません。

請求された公文書に非公開情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしたうえで公開する必要があります。

（１）公開請求者

誰でも請求できる。

（２）請求できるもの

当該実施機関が保有する「公文書」

（３）公文書の公開義務

公開請求のあった公文書は、非公開情報を除き、原則として公開すべきものである。

（４）非公開情報

条例第 5 条各号（資料 2 参照）

第1号 法令秘に関する情報

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により、従う義務のある主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

第2号 個人に関する情報

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第3号 法人等に関する情報

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第4号 公共の安全等に関する情報

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

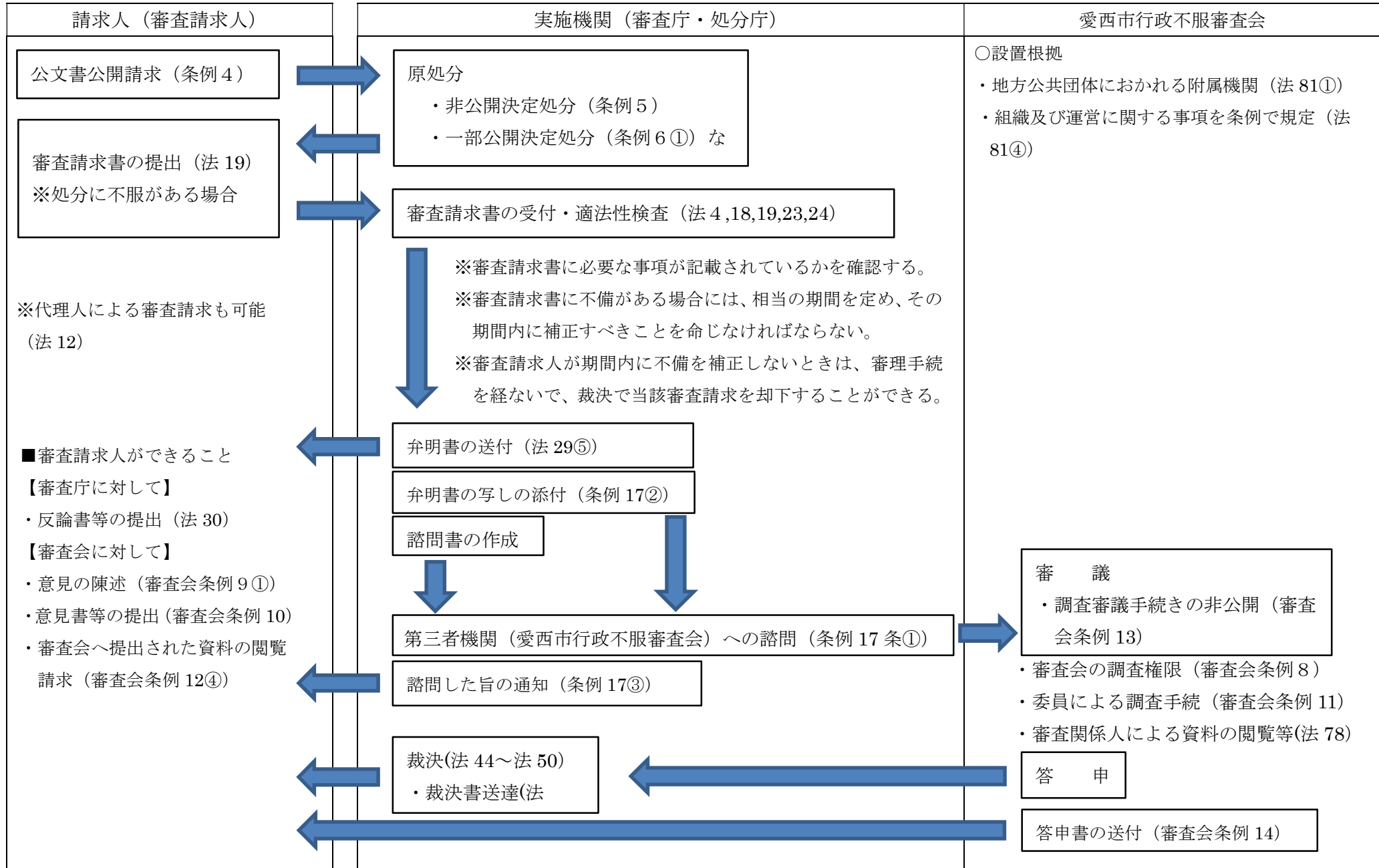
第5号 審議・検討等に関する情報

- (5) 市の機関及び国の機関並びに他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第6号 事務・事業に関する情報

- (6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

公文書公開請求における審査請求手続の流れ



※「法」：行政不服審査法 「条例」：愛西市情報公開条例 なお、条例第 16 条により法第 9 条①の審理員による規定は適用除外。

「審査会条例」：愛西市行政不服審査会条例

令和7年度下半期情報公開請求 一覧

資料4

公文書公開請求件数

年度	請求 件数	公開	一部 公開	非公開	却下	不存在	取下げ
令和7年度	96	59	22	1	0	13	1
上半期	59	38	13	0	0	7	1
下半期	37	21	9	1	0	6	0
(令和6年度)	(105)	(67)	(20)	(3)	(0)	(13)	(2)
(上半期)	(77)	(50)	(15)	(2)	(0)	(8)	(2)
(下半期)	(28)	(17)	(5)	(1)	(0)	(5)	(0)

審査請求件数

年度	審査請求 件数	審査会 諮問	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
令和7年度	0	1	1	0	1	0	0
(令和6年度)	1	0	0	1	0	0	0

令和7年度下半期公文書公開請求

令和7年10月1日から令和8年3月31日請求分

番号	通番	請求 年月日	請求内容又は 行政文書の件名	担当部署	決定 年月日	決定 内容	非公開理由	公開 年月日	備考
53-1 ※1	60	R7 10.1	予防接種の記録（新型コロナワクチン接種に関する接種記録（年齢、性別、死亡日、接種回数、接種日、ロット番号）未接種者を含み、転出者は除く）	健康子ども部 健康推進課	R7 10.15	公開	—		写しの交付 (CD-R)
53-2 ※1	61	R7 10.1	予防接種の記録（新型コロナワクチン接種に関する接種記録（接種場所）未接種者を含み、転出者は除く）	健康子ども部 健康推進課	R7 10.15	非公開	第5条第2号 第5条第3号ア 接種場所	—	—
53-3 ※1	62	R7 10.1	予防接種の記録（新型コロナワクチン接種に関する接種記録（死因）未接種者を含み、転出者は除く）	健康子ども部 健康推進課	R7 10.15	非公開 不存在	集計しておらず 当該公文書が存在しないため	—	—
54	63	R7 10.8	最新年度（令和7年度）の地番図データ（愛西市全域）	総務部 税務課	R7 10.18	公開	—	R7 10.18	写しの交付 (CD-R)
55	64	R7 10.9	令和6年度排水路維持業務委託（南部・北部）の金入り設計書、数量表	産業建設部 土木課	R7 10.23	公開	—	R7 10.23	写しの交付 (16頁)
56	65	R7 10.9	令和7年度4月以降の「DVD FD MO交換用振込振替等依頼書」	総務部 収納課	R7 10.22	一部 公開	第5条第3号ア 法人の印影	R7 10.22	写しの交付 (6頁)

57	66	R7 10. 9	令和6年度歳入歳出決算の 提出について	総務部 財政課	R7 10. 22	公開	—	R7 10. 22	写しの交付 (1頁)
58	67	R7 10. 9	令和6年度決算調製のため の決裁に関する文書	会計室	R7 10. 22	公開	—	R7 10. 22	写しの交付 (9頁)
59	68	R7 10. 23	地域内側溝工事（佐屋、 立田、八開、佐織）金入 り設計書、交通誘導員計 算書、設計単価表、日数 明示根拠資料	産業建設部 土木課	R7 11. 5	公開	—	R7 11. 5	写しの交付 (CD-R)
60-1 ※ 1	69	R7 10. 24	児童クラブ事業等運営費 補助金交付要綱、児童ク ラブのしおり、令和7年度 児童クラブ登録申請のご 案内	健康子ども部 子育て支援課	R7 11. 7	公開	—	R7 11. 7	写しの交付 (32 頁)
60-2 ※ 1	70	R7 10. 24	令和7年度児童クラブ事業 等運営費補助金交付申請 書	健康子ども部 子育て支援課	R7 11. 7	一部 公開	第5条第2号 指導員氏名、生 年月日、報酬額 、障害児対応指 導員氏名、支払 予定額、児童氏 名、学年、利用 区分、障害の証 明書類、連帯保 証人住所、氏名 、個人の印影、 賃貸借契約に係 る貸主屋号、住 所、氏名、貸主 連絡先（氏名、 住所、勤務先住 所、会社名、電 話番号） 第5条3号ア 法人等の印影 第5条第4号 法人等の印影	R7 11. 7	写しの交付 (56 頁)
60-3 ※ 1	71	R7 10. 24	児童クラブ補助制度に関 し、補助団体に対して市 が発行した補助団体募集 に関する文書一切	健康子ども部 子育て支援課	R7 11. 7	非公開 不存在	募集に係る当該 公文書が存在し ないため	—	—
61	72	R7 10. 28	地方税納入サービス 登録 方式 納付内容変更届兼納 付中止依頼書、納付依頼 登録票（新年度切替用） 令和7年4月から10月まで の作成分	企画政策部 人事課	R7 11. 10	公開	—	R7 11. 18	写しの交付 (9頁)
62	73	R7 11. 10	令和7年度児童クラブ事業 等運営状況報告書	健康子ども部 子育て支援課	R7 11. 25	一部 公開	第5条第2号 児童氏名、保護 者氏名、住所	R7 11. 25	写しの交付 (44頁)

63-1 ※ 1	74	R7 11. 19	愛西市防火対象物一覧（所在地、対象物名称、用途（項分類）棟名称・用途、階数、建物高さ、建築面積、延べ面積、構造）	消防本部 予防課	R7 12. 2	公開	—		写しの交付 (CD-R)
63-2 ※ 1	75	R7 11. 19	愛西市防火対象物一覧（消防同意年月日、建築年月日、使用開始年月日、特定一階段等防火対象物の別）	消防本部 予防課	R7 12. 2	非公開 不存在	集計しておらず、当該公文書が存在しないため	—	—
64	76	R7 11. 19	北河田土地区画整理事業に係る、換地前後の地番が対照できる新旧（旧新）地番対照表（換地処分登記明細書又は土地区画整理法施行規則第13条に基づく各筆換地明細でも可）。	産業建設部 都市計画課	R7 12. 2	非公開 不存在	事業主体が異なり、当該公文書が存在しないため	—	—
65-1 ※ 1	77	R7 11. 20	令和7年4月20日執行の愛西市議会議員補欠選挙における当選の効力に関する異議の申出書	総務部 総務課	R7 12. 1	一部 公開	第5条第2号 異議申出人の住所、証言者の居所	R7 12. 1	写しの交付 (4頁)
65-2 ※ 1	78	R7 11. 20	異議申出人から提出された証拠書類	総務部 総務課	R7 12. 1	非公開 不存在	提出人に返還済みであり、当該公文書が存在しないため	—	—
66	79	R7 11. 21	令和7年度本部田町道路拡幅工事 金入り設計書	産業建設部 土木課	R7 12. 5	公開	—	R7 12. 5	写しの交付 (CD-R)
67-1 ※ 1	80	R7 11. 26	令和7年度放課後児童クラブ職員配置チェック表	健康子ども部 子育て支援課	R7 12. 9	公開	—	R7 12. 9	写しの交付 (4頁)
67-2 ※ 1	81	R7 11. 26	令和7年度放課後児童クラブ職員勤務表	健康子ども部 子育て支援課	R7 12. 9	一部 公開	第5条第2号 職員氏名	R7 12. 9	写しの交付 (65頁)
68	82	R7 12. 3	金額入り設計書（令和6年度 下水道工事に伴う水道移設等工事（町方R6-1工区）、配水管布設替工事（下大牧工区））令和7年度 配水管布設替工事（鵜多須工区、下大牧工区、町方工区R7-1、町方工区R7-2、草平工区、諏訪工区）	上下水道部 上水道課	R7 12. 16	公開	—	R7 12. 16	写しの交付 (CD-R)
69	83	R8 1. 5	愛西市消防本部管内における400L～2000L以下の重油を扱う貯蔵施設名称及び所在地	消防本部 予防課	R8 1. 16	公開	—	R8 1. 16	写しの交付 (1頁)

70-1 ※ 1	84	R8 1. 7	令和7年度下水道工事に伴う水道移設等工事（町方R7工区）の金額入り設計書	上下水道部 上水道課	R8 1. 19	公開	—	R8 1. 19	写しの交付 (CD-R)
70-2 ※ 1	85	R8 1. 7	公共下水道事業 管路施設工事 町方R7-3工区	上下水道部 下水道課	R8 1. 19	公開	—	R8 1. 19	写しの交付 (CD-R)
71-1 ※ 1	86	R8 1. 15	令和7年度愛西市立小中学校PTAにおける以下の文書 ・団体あるいは学校が、施設管理責任者の責任の下、学校施設内にて保護者等に対して配布した入会案内文書 ・団体に対して、入会希望者がいた場合、入会の希望意思を団体に申し出る際の「入会申込書」、退会する際の「退会届」 ・団体、学校間の「委任」「受任」等、準委任契約書（写し） ・学校徴収金の案内文書 ・校務分掌表	教育部 学校教育課	R8 1. 29	一部公開	第5条第3号ア, 第4号 印影		写しの交付 (106頁)
71-2 ※ 1	87	R8 1. 15	教育委員会が学校に通知したPTAに関する通知の保残分	教育部 学校教育課	R8 1. 29	非公開 不存在	当該公文書が存在しないため	—	—
72	88	R8 1. 16	「海津津島線」へのバス停新設についての回答	総務部 総務課	R8 1. 26	公開	—	R8 1. 26	写しの交付 (1頁)
73-1 ※ 1	89	R8 1. 23	道の駅再整備工事（既存棟改修）（6入札公告第14号 令和6年9月5日）工事の積算に関わる金入り設計書	産業建設部 産業振興課	R8 2. 6	公開	—	R8 3. 4	写しの交付 (CD-R)
73-2 ※ 1	90	R8 1. 23	観光拠点施設建築工事（6入札公告第19号 令和6年9月27日）工事の積算に関わる金入り設計書	産業建設部 企業誘致課	R8 2. 6	公開	—	R8 3. 4	写しの交付 (CD-R)
74	91	R8 1. 28	「市町村税課税状況等の調」の第42表令和6年度寄附金税額控除に関する調、第42表令和7年度寄附金税額控除に関する調	総務部 税務課	R8 2. 5	公開	—		写しの交付 (20頁)
75	92	R8 1. 29	北河田土地区画整理事業に係る、換地前後の地番が対照できる資料（新旧地番対照表、換地処分登記明細書、清算金明細書又は土地区画整理法施行規則第13条に基づく各筆換地明細など）	産業建設部 都市計画課	R8 2. 12	一部公開	第5条第2号 住所、氏名、土地の権利価格及び清算金	R8 3. 6	写しの交付 (139頁)

76-1 ※ 1	93	R8 2. 4	令和7年度10月21日より実施された「愛西市外国語指導助手派遣事業プロポーザル」に係る以下の文書 ・参加者一覧 ・プロポーザル審査評価票（第1次審査、第2次審査）	教育部 学校教育課	R8 2. 17	公開	—	R8 3. 17	写しの交付 （3頁）
76-2 ※ 1	94	R8 2. 4	令和7年度10月21日より実施された「愛西市外国語指導助手派遣業務プロポーザル」に係る以下の文書 ・企画提案書及び見積書 ・審査員毎のプロポーザル審査評価票	教育部 学校教育課	R8 2. 17	一部 公開	第5条第3号ア 提案内容 第5条第4号 印影（個人、法人） 第5条第5号 審査員の氏名	R8 3. 17	写しの交付 （77頁）
77	95	R8 2. 6	令和7年1月1日時点の地番図shapeデータ（愛西市全域）	総務部 税務課	R8 2. 17	公開	—	R8 3. 3	写しの交付 （CD-R）
78	96	R8 3. 5	愛西市外国語指導助手派遣事業プロポーザル業務提案書（様式5）	教育部 学校教育課	R8 3. 11	一部 公開	第5条第3号ア 提案内容	R8 3. 11	写しの交付 （89 頁）

※ 1 請求件数については、1 通の公文書公開請求書で異なる決定内容となる請求があった場合や複数の実施機関に及ぶ請求等があった場合、同一の決定内に集計上の区分が異なる決定（条例第5条各号による非公開、公文書不存在による非公開）がある場合は、整理番号を枝番とし、決定の件数を請求件数とした。

令和7年度下半期個人情報開示請求 一覧

資料5

個人情報開示請求件数

年度	請求 件数	開示	一部 開示	不開示	却下	不存在	取下げ
令和7年度	7	5	0	0	0	2	0
上半期	5	4	0	0	0	1	0
下半期	2	1	0	0	0	1	0
(令和6年度)	(12)	(9)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)
(上半期)	(4)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
(下半期)	(8)	(6)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)

審査請求件数

年度	審査請求 件数	審査会 諮問	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
令和7年度	0	0	1	0	1	0	0
(令和6年度)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

令和7年度下半期個人情報開示請求

令和7年10月1日から令和8年3月31日請求分

番号	通 番	請求 年月日	請求内容又は 行政文書の件名	担当部署	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	開示 年月日	備考
6	6	R7 12. 18	精神障害手帳の申請 時に添付した診断書	保険福祉部 社会福祉課	R7 12. 26	開示	—	R7 12. 26	写しの交付 (2頁)
7	7	R8 1. 26	戸籍の附票の申請書 類（全て）（2018年 1月1日～2025年12月 31日） 住民票の除票の申請 書類（全て）（2018 年1月1日～2025年 12月31日）	市民協働部 市民課	R8 2. 9	不開示 不存在	請求に係る文書が 現に存在しないた め	—	—

○愛西市行政不服審査会条例

平成 28 年 3 月 24 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 4 項の規定に基づき愛西市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他審査会の調査審議の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関として同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年愛西市条例第 33 号）第 6 条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 愛西市情報公開条例（平成 17 年愛西市条例第 8 号）第 17 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年愛西市条例第 44 号）第 46 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (5) 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例第 51 条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長を議長とする。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、審査請求（第2条第1号、第3号及び第4号に係るものに限る。第3項において同じ。）に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁（愛西市情報公開条例第17条第1項の規定により諮問した実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した市の機関又は愛西市議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定により諮問した議長をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報であって個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係るもの又は愛西市議会の個人情報の保護

に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報であつて同条例第21条第5号ア、第36条第1項若しくは第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係るものをいう。以下同じ。）又は公文書（愛西市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書であつて同条例第10条第1項に規定する公開決定等に係るものをいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示又は公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求（第2条第3号及び第4号に係るものに限る。次条第1項、第10条及び第14条において同じ。）に係る事件に関し審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査請求に係る事件に関し、審査会に意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提出された保有個人情報又は公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条又は同項において準用する同法第76条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があった場合について準用する。

4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。

5 審査会は、第3項において準用する第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 審査会は、第4項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止)

第2条 愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年愛西市条例第34号)は、廃止する。

(愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により置かれた愛西市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、愛西市行政不服審査会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は、愛西市行政不服審査会がした調査審議の手続とみなす。

2 施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第5条第4項の規定による職

務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- 3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(愛西市情報公開条例の一部改正)

第4条 愛西市情報公開条例(平成17年愛西市条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年愛西市条例第40号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第6条 愛西市証人等の実費弁償に関する条例(平成17年愛西市条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年愛西市条例第33号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第8条 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年愛西市条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略